

学科教本 統合版 改訂表 (令和2年12月1日版 対応)

P.8 『37.歩行者』の内容を以下のように変更します。

自動二輪車や原動機付自転車、二輪または三輪の自転車、その他法令で定められた基準を満たす車両を押して歩いている人
(エンジンをかけているものや側車のついているもの、他の車をけん引しているものは除かれます。)

P.11 『Pick up **ピックアップ** チャイルドシート使用上の注意』の『②』文末に『*3』を追加し、欄外『*2』の下部に以下の内容を追加します。

*3 一般に各メーカーは後部座席への取り付けを推奨しています。

P.40 『Pick up **ピックアップ**』の『**標示板**など』から『車輪止め装置取り付け区間であることを示す標示板』を削除します。

P.50 『①』の2行目の『自転車道や』を削除し、内容を以下のように変更します。

① 車は、歩道や路側帯と車道の区別のある道路では、**車道**を通行しなければなりません。*1また、普通自転車*2以外の車は、自転車歩行者専用道路を通行してはいけません。

しかし、道路に面した場所*3に出入りするために、これらの道路の部分を横切るときなどは通行することができます。

P.50 欄外『*2 普通自転車…』の内容を以下のように変更します。

四輪以下の自転車で、側車や運転者席以外の乗車装置がなく、車長1.9m以下、車幅0.6m以下のものをいいます。

P.97 『1』の『①』の内容を以下のように変更します。

① 準中型免許を受けて1年を経過していない初心運転者が準中型自動車または普通自動車を運転するときや、普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転するときは、その車の**前と後ろ**の定められた位置*1に**初心運転者標識**(初心者マーク)をつけなければなりません。

P.97 『2』の『①』の内容を以下のように変更します。

① **初心運転者標識**をつけた準中型自動車または普通自動車

P.279 『(2)』ならびに『**ちょっと注目** 車輪止め取り付け区間に指定される場合』を削除し、『(3)』を『(2)』に変更します。